

TOPICS

改正「金融商品販売法」について

平成19年9月30日に施行された新しい金融関連法「金融商品取引法」（「センター月報」11月号で概説）と同時に、消費者保護を目的とする「金融商品販売法」も改正・拡充された。

改正の基本的内容は、新しい「金融商品取引法」において適用対象となる「有価証券」の範囲が拡大されたのに伴い、金融商品販売法の適用対象も拡大されていること、及び「説明義務の範囲の拡大」「適合性の原則の導入」「断定的判断の提供の禁止」といった規制拡充である。

特に、「説明義務の範囲の拡大」では、「取引の仕組みのうちの重要な部分」が追加されるなど、改正前の同法において、実際上の問題点として指摘されてきた部分の整備が行われた。

〔1〕「金融商品販売法」の概要

金融商品取引の多様化、高度化、複雑化により販売をめぐるトラブルは少なくないことから、平成13年4月1日に「金融商品販売法」（金融商品の販売等に関する法律）が施行された。

同法は、金融商品販売会社（銀行、生・損保険会社、証券会社等）における金融商品の販売等で、購入者側（預金者、投資家や保険加入者等）と販売会社との間で生じた問題を迅速に解決するため、消費者保護の見地から制定されたものである。

そして、19年9月30日、新しい金融関連法「金融商品取引法」の施行と同時に、さらに規制が実効性のあるものに改められた。

■「金融商品販売法」の概要（平成13年4月施行時）

〔1〕金融商品販売法のポイント

- ①金融商品が持つリスク等に係わる重要事項の説明義務を明確にし、怠ったことにより顧客が損害を被った場合には、損害賠償責任を負う。
- ②金融商品を販売する際、あらかじめ勧誘方針の策定と公表とを義務づけ違反した場合には50万円以下の過料が科せられる。

〔2〕対象となる金融商品

預貯金、定期積金、投資信託、金銭信託、株式、社債、保険、共済、抵当証券、商品ファンド、有価証券等（郵便貯金、簡易保険、商品先物取引は対象外）

〔3〕金融商品販売業者等の説明義務のポイント

金融商品を販売する販売業者は、その商品を販

売する際、元本に損害の生じるおそれのある事由（その要因、権利行使期間、解約期間の制限等）の重要事項について説明義務がある。

〔4〕金融商品販売業者等の損害賠償責任

説明義務に違反し、重要事項を説明しなかったことで生じた顧客へは損害賠償責任が生じる。

〔5〕勧誘の適正の確保

金融商品の販売についての販売業者の社内規定を整備するとともに基本的方針について公表し、その遵守を厳しくしなければならない。

〔6〕損害賠償責任における「損害額の推定」

金融商品販売業者が説明義務に違反したことにより顧客に損害が生じた場合、業者が損害賠償責任を負う額については、元本欠損額を損害額と推定するという規定を設けている。

【損失補てんの禁止と損害賠償】

投資性のある金融商品はもともとリスクがある。そのため金融商品取引法では、取引で損失が生じたからといって、顧客に損失の補てんをすることや、そうした約束をすることを禁止している。

損害賠償の対象になるのは、業者の不当な行為によって損失を被った場合に限られる。

【投資元本を割るようなリスクの主な原因】

- ①価格の変動
市場での取引価格が買値よりも下がる。
- ②為替の変動
円高が進むと、外貨建て商品を円に換算する

と元本割れとなる場合がある。

③債務の不履行

預け入れ金融機関や証券の発行者が約束どおりに元金の支払いを行わない場合。

■改正前金融商品販売法の問題点

現行金融商品販売法が説明を義務付けている事項が限定されており、適用対象が限られているなどの問題点が指摘されている。

- 改正前金融商品販売法では、「元本欠損が生じるおそれ」は説明義務の対象だが、実際上では往々にして問題となる金融商品の仕組み・構造や投資した場合のリスクの具体的内容（損失が生じる原因・速度・大きさ）といったことは説明義務の対象として明示されていない。

〔2〕「金融商品販売法」の改正ポイント

【1】「金融商品の販売」の範囲の拡大

証券取引法などが新しい「金融商品取引法」に改正されるにあたり、証券取引法の適用対象である「有価証券」の範囲が拡大された。

「有価証券」の販売は金融商品販売法上の適用対象に含まれるので、これにあわせて金融商品販売法の適用対象も拡大されている。

【金融商品の範囲】

- ①預金・定期積金
 - ②信託受益権一般に関する信託契約の締結
 - ③以下の有価証券・有価証券とみなされる権利を取得させる行為
 - ◇有価証券
 - ・ 抵当証券
 - ・ 信託受益権一般に関する受益証券
 - ・ 金融商品市場・外国金融商品市場におけるオプション証券・証書
 - ◇有価証券とみなされる権利
 - ・ 合名会社・合資会社の社員権……政令で定めるものに限る（外国法人のもので同様の性質を有するものを含む）
 - ・ 集団投資スキーム持分（外国の法令に基づくもので同様の権利に類するものを含む）……いわゆる投資ファンド等への出資
- ※ただし、商品先物取引（国内）は対象となっていない。

【2】説明義務の範囲の拡大

金融商品販売法の説明義務の範囲が拡大され、以下の事項が説明義務の対象に追加されている。

【追加された説明義務のポイント】

- ①一部の金融商品に関して、「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」の追加
 - ・ 生じるおそれがある損失額が委託証拠金その他の保証金を上回ることとなるおそれ
 - ・ 上記に準ずるものとして政令で定めるもの
- ②「取引の仕組みのうちの重要な部分」の追加、および「取引の仕組み」の定義について説明
 - ・ 契約内容
 - ・ （有価証券に表示されるあるいは有価証券とみなされる）権利の内容及び顧客が負うこととなる義務の内容
 - ・ 市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引・店頭デリバティブ取引の仕組み

【3】「適合性の原則」の導入

今回の改正で導入されている適合性の原則とは、「金融商品の販売の説明は、以下※の事項に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法・程度によってしなければならない」という原則である。

すなわち、顧客の取引経験からして理解が難しい金融商品や、資産の状況から無理があると考えられる金融商品は、念入りの説明を行い理解を得たことの確認後でなければ販売することができない。

※ 顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売の契約を締結する目的

【4】「断定的判断の提供」の禁止と損害額の推定

今回の改正では、説明において「断定的判断の提供」が禁止され、この禁止違反があった場合にも損害額の推定規定が適用される。

- ①不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為の禁止。
- ②断定的判断の提供を行った場合の損害賠償責任の発生、およびその場合元本欠損額を損害額と推定。